

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（国土交通省）

制 度 名	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置			
税 目	登録免許税等			
要 望 の 内 容	<p>独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）、独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）及び特別会計改革の基本方針（平成 24 年 1 月 24 日閣議決定）に基づく次の法人の設立に伴い、税制上の所要の措置を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運輸支局の検査・登録業務、自動車検査独立行政法人及び独立行政法人交通安全環境研究所の業務並びに独立行政法人自動車事故対策機構の業務のうち自動車アセスメント業務を一体的に担う新法人の円滑な設立や安定的な業務運営を図るため、新法人設立の際に新法人が国等から承継する権利の登記等に係る移行のための非課税措置を講ずること。（登録免許税） ○ その他、新法人の業務等に関して必要となる税制上の措置を講ずること。 <table border="1" data-bbox="874 909 1489 1003" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center;">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">— 百万円 （ — 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>独立行政法人改革を進める中で、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、自動車検査独立行政法人については、平成 23 年度以降、「自動車安全特別会計の見直しの一環として、法人の業務と運輸支局の検査・登録業務を一体化するなど、大幅な効率化を図る。また、軽自動車検査協会との一体的運営・統合を検討し、実施する」とこととされるとともに、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）において、交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人については「2 法人を統合し、成果目標達成法人とする」とされ、さらに自動車事故対策機構について「自動車アセスメント業務は、交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人の統合後の法人に移管する」とこととされている。</p> <p>また、特別会計改革を進める中で、「特別会計改革の基本方針」（平成 24 年 1 月 24 日閣議決定）において、「自動車検査・登録業務は、独立行政法人改革の結果を踏まえ、独立行政法人の業務と一体化するなど、更なる業務の効率化を含めた新法人設立後の制度の在り方について平成 24 年度中に検討し、平成 25 年の通常国会に法案を提出する」とこととされている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>これらを踏まえ、運輸支局の検査・登録業務、自動車検査独立行政法人及び交通安全環境研究所の業務並びに自動車事故対策機構の業務のうち自動車アセスメント業務を一体的に担う新法人を設立することとしているが、この新法人の円滑な設立や安定的な業務運営を図るため、新法人設立の際に新法人が国等から承継する権利の登記等に係る登録免許税の非課税措置等を講ずる必要がある。</p> <p>なお、新法人設立後の新法人に対する税制上の措置については、新法人設立時までには検討し、要望を行うこととしたい。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定） 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定） 「特別会計改革の基本方針」（平成 24 年 1 月 24 日閣議決定）
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	承継時における登録免許税の非課税措置等により、新法人の円滑な設立や安定的な業務運営を図ることができる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	(地方税) 不動産取得税、自動車取得税の非課税措置等を要望
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		新法人への移行に伴い生ずる費用を免ずる等、新法人の円滑な設立や安定的な業務運営を図るためには、登録免許税の非課税措置等は妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成24年度改正において要望（取り下げ）	